

令和6年5月24日

保護者様

船橋市立七林中学校
校長 仲臺 和浩

船橋市立学校における熱中症警戒アラートの運用について

日ごろから本校の教育活動にご理解、ご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、熱中症警戒アラートにつきましては、令和3年度より全国的に本格実施されております。船橋市から市民に向けた「熱中症警戒アラート発表」については、千葉県内の観測地点のいずれかで暑さ指数が 33°C 以上を観測した場合に周知されます。このことは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報提供であり、広く市民に対し周知されております。

しかしながら、学校現場においては、千葉県内の観測地点のいずれかで暑さ指数が 33°C 以上を超えた場合としますと、教育活動が立ち行かなくなることから、船橋市の観測地点の暑さ指数（予測値）を用いて運用しております。そのため、市の情報提供と一致しないこともございます。

また、学校の立地場所によっても測定値に違いが生じることから、各学校で暑さ指数を計測できるよう暑さ指数計測器を配付し、各学校において活動場所での実測値が測定できるようにしております。

なお、本校といたしましては、屋内で暑さ指数が 33°C ・ 34°C （熱中症警戒アラート発表）のときでも、空調使用により暑さ指数が 33°C 未満となり、かつ、特別な場合*においては、屋内での活動を実施することがございます。さらに活動中も生徒の体調管理には十分な配慮に努めるとともに運動後、帰宅途中においても生徒自身が熱中症対策を講じることができるよう指導してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※特別な場合 下記の5条件を確認し、運動実施の可否を判断

- ①一時救命措置かつ熱中症対処に詳しいものがある
- ②救護所の設置
- ③救急体制の確保
- ④空調の効いた部屋の確保
- ⑤管理職の許可